

「境界確認（筆界確認）証明申請書の記載要領」

1 申請者欄

申請日現在の登記上土地所有者の住所、氏名を記入し、押印する。

所有者死亡の場合は、登記上所有者の住所、氏名、死亡年月日を記入し、その次の行に代表相続人の住所、氏名を記入し押印する。その際、「代表相続人」と明記する。また、相続人が複数の場合は、相続人一覧同意書を作成し添付する。

親族関係以外の者が財産管理人として申請者となる場合は、「財産管理人」と明記する。代表相続人からの委任状を作成し添付する。

土地が共有の場合は、共有者一覧を作成し添付する。

※代表者単独での申請は受け付けできない。

※実印、印鑑証明書の添付は要しない。

2 代理人欄

土地家屋調査士では、土地家屋調査士と明記し、次に住所、氏名、連絡先電話番号を記入し押印する。

測量会社では、会社名、住所地、代表者氏名、会社電話番号、担当者氏名を記入し押印する。

測量者では、測量資格名を明記し、住所、氏名、連絡先電話番号を記入し押印する。

代理人となる者は、申請者からの委任状の写しを添付しなければならない。

3 土地の所在欄

境界確認申請する境界導水路と隣接する、申請日現在での登記上の土地一筆住所地、地番を記入する。

筆数が多く欄内に全筆記入できない場合は、土地所在地番一覧（書式は任意）を添付する。

4 証明申請理由欄

申請理由については、項目に当てはまる場合はチェックし、その他の場合は、具体性のある表現で簡素に記入する。

5 添付書類欄

申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 位置図（縮尺2,500分の1程度の地図）に申請箇所を朱書きで表示したもの。

(2) 法務局法14条地図の写し（転写した場合は、転写した年月日を記入したもの）に申請箇所を朱書きで表示したもの。

(3) 地籍測量図（法14条地図復元測量図）

測量図の余白には、各測点の座標一覧（公共座標、任意座標）、引照点座標一覧（公共座標、任意座標）、測量者の資格及び氏名を記入し、押印（職印）する。登記申請では法務局に提出する測量図原本の写し。

(4) 境界確認（筆界確認）証明書原本（立会証明書原本）

(5) 写真（境界標の遠景及び近景を撮影したもの）

(6) その他（必要に応じて添付するもの）

・委任状の写し（代理人による申請、委任した権限の範囲を明確に記入したもの）

・相続人一覧同意書（書式は任意）（相続人全員の住所、氏名を記入押印したもの）

・共有者一覧同意書（書式は任意）（共有者全員の住所、氏名を記入押印したもの）

書式は、A4サイズで、左綴じとする。境界確認（筆界確認）証明書原本（立会証明書原本）は綴じ込まないでクリップで添付する。提出部数は1部とする。

境界確認（確定）事務処理日数目安

申請受付から境界確認（確定）証明までの処理日数は、閉庁日、休日等を不算入として、受付日の翌日から概ね10日を予定している。

申請書の提出先、担当係

〒708-0392

岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地 鏡野町建設課（境界確認証明担当）

電話番号：0868-54-2989